

出来型管理基準

(下水道編)

平成22年8月以降

宮城県土木部

【下水道編】

番号, 工種	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
30-1 下水道工事管渠開削工				1- 206
30-2 下水道用人孔				1- 206
30-3 下水道工事推進工				1- 207
30-4 下水道工事シールド工				1- 208

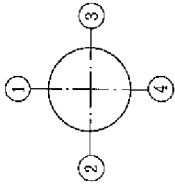
※ 測定基準の施工延長(面積)は最大間隔である。

番号	工種	項目	規格値(mm)	施工管理基準			測定箇所	摘要
				測定基準	結果表によるもの(設計値、実測値、差を記入する)	詳細図(取囲図、取囲図)によるもの(取囲図の基準値とし、取囲図と異なる。)を基準として(巻き立て等)を記入する。		
30-1	下水道工事管渠開削工	基準高(垂直方向)	D < 1,000mm ± 30 D ≥ 1,000mm ± 50	基準高(管底高)、中心線の偏位勾配は、施工延長20mにつき1ヶ所、又は1布設長毎にスパンの中央部及び両端部で測定する。 ただし、コンクリート基礎等を有するものを除く、口径800mm未満の管渠については、マンホール端部を測定する。 延長は、各マンホール間を測定する。	結果表によるもの(設計値、実測値、差を記入する)	詳細図(取囲図、取囲図)によるもの(取囲図の基準値とし、取囲図と異なる。)を基準として(巻き立て等)を記入する。		
		中心線の偏位(水平方向)	± 50					
30-2	下水道用人孔	勾配	逆勾配にしてはならない。					
		総長	線延長 -100 1布設延長 L < 20m - 50 L ≥ 20m - 100					
		基準厚	± 30 - 20 - 30 ± 30	マンホール毎に測定する。製品使用の場合は、製品の寸法は、規格証明書等による。	図面表示の出米ないものについては結果表にまとめ。	測定値を図面に記入する。		人孔底部工の基準高の規格値は定めがないが、実測値を測定し、管理表に記入すること。

※ 測定基準の施工延長(面積)は最大間隔である。

番号	工種	項目	規格値(mm)	施工管理基準			測定箇所	摘要
				測定基準	結果表によるもの(設計値・実測値、差を記入する)	設計図(既開削)は既取図によるもの(取組値を基準とし設計図との差も()で示す)		
30	下水道工事推進工	基準高(垂直方向)	D < 1,000mm ± 50 D ≥ 1,000mm ± 100 かつ D の 5 % 以内	基準高(管底高)、中心線の偏位勾配は、施工延長 20m につき 1ヶ所、又は 1 布設長毎にスパンの中央部及び両端部で測定する。 ただし、口径 800mm 未満の管渠については、マンホール端部を測定する。	推進完了後、基準高、推進等の測定値を管路縦断面図に記入する。	推進中の此行状況、推進力等を此行図・推進力図等にとめる。		
		中心線の偏位(水平方向)	± 200					
		勾配	逆勾配にしてはならない。					
		延長	総延長 - 100 1 布設延長 - 50					
30-3	下水道工事推進工							

※ 測定基準の施工延長(面積)は最大間隔である。

番号	工種	項目	規格値(mm)	測定基準	施工管理基準	測定箇所	摘要	
30 下 水 道 工 事 関 係	下水道工事 シールド工	基準 (垂直方向)	一次覆工 ±100 二次覆工 ± 50	一次覆工 推進中のシールド機の蛇行状況は、少なくとも1日1回又は、5リング程度毎に測定する。曲線部等は、適宜間隔を縮める。基準高(管底高)、中心線の偏位、管径は、施工ポイントが安走した後、施工延長10リングにつき1箇所測定する。	結果表によるもの(測定値、基準値、差を記入する)		管理図表によるもの 掘進中の蛇行状況、推進力等を蛇行図・推進力図等にとめる。	
		中心線の偏位 (水平方向)	±200	基準高(管底高)、中心線の偏位、管径は、施工ポイントが安走した後、施工延長10リングにつき1箇所測定する。	測定値を測定結果一覧表等にとめる。			
		勾配	± 30	二次覆工 逆勾配にしてはならない。				
		延長	配長	一次覆工 - 50 二次覆工 - 50	基準高(管底高)、中心線の偏位、管径は、施工延長20mにつき1箇所、覆工厚は、施工延長100mにつき1箇所、又は指示する箇所をコアー抜き取り等により測定する。測定は、原則として図に示す①~④の各点とする。			
		覆工厚	厚	- 20				